

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第六十四号

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。